

# 東京圏<sup>※1</sup>から下関市へ転入された皆様へ

※1 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

## 下関市移住支援事業(移住支援金)のご案内

市内の中小企業等へ**新規就業**する方、もしくは山口県内で**新たに起業**する方が対象です！

以下の対象要件を満たす場合、**移住支援金**を支給します。

世帯で移住 **100万円**

単身で移住 **60万円**

### 移住支援金の対象要件

次の①②いずれも該当する方が対象となります。

#### ①【旧居住地要件】※以下の全てに該当する方

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏<sup>※1</sup>(条件不利地域<sup>※2</sup>を除く)に在住し、かつ東京23区に通勤<sup>※3</sup>していた方
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤<sup>※3</sup>していた方

#### ②【就業・起業要件】

就業

- ・移住支援事業を実施する山口県が、マッチングサイト(<https://yamaguchi-matching.com/>)に移住支援金の対象として掲載する求人<sup>※1</sup>に新規就業した方

もしくは

起業

- ・山口県の事業による起業支援金「やまぐち創業補助金」の交付決定を受けた方

※1 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域：HP ([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/ijyu\\_shienkin.html#an2](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/ijyu_shienkin.html#an2))  
でご案内しております。

※3 雇用保険に加入している場合に限る。

◎上記要件に該当する方は、下記**お問合せ先**までご連絡をお願いします。

### お問合せ先

下関市総合政策部企画課 下関市南部町1番1号(下関市役所本庁舎東棟5階)

☎083-231-1911 FAX083-232-9569 Mail: [sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp](mailto:sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

